

確認しよう！いじめの認知と組織的対応

～いじめを見逃さない学校づくり～

生徒指導資料
No.83
令和6年度
石川県教育委員会

1 いじめの定義と認知

(1) 「いじめ防止対策推進法」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**

(2) いじめの認知について①

～いじめの定義の解釈を明確にする！～

○いじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、

「ごく初期段階のいじめ」
「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等も



「いじめ」
として認知

「ごく初期段階のいじめ」の具体例

- ・授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
- ・AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

「好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合」の具体例

- ・AさんはBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で深く傷ついた。
- ・入学試験が近いにも関わらず、ゲームばかりをしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している高等学校に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Bさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。

（法の定義は、**ほんの些細な行為**が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の**重大な事態に至ってしまうことがあるという事実**を教訓として学び取り規定しています。）

（文部科学省 平成28年度いじめ防止対策協議会第5回配付資料より一部抜粋）



(2) いじめの認知について②

～いじめの「芽」・「兆候」、それも「いじめ」です！～

いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を見落としてしまうことのないよう、定義に従い、いじめとして認知してください。

○いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのアかし

- ・いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、**いじめを見逃していないかと心配**。
- ・いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝える。

2 組織で認知し対応することが重要 ～ひとりで抱え込まない～

- ・学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告する。
- ・**重要なのは、ひとりで抱え込まない**ということ。
- ・周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断する。

(平成28年3月文部科学省通知別添より一部抜粋)



(3) いじめの正確な認知の推進

- 「**いじめの認知件数がゼロ**であった場合は、事実を***児童生徒や保護者に公表**し、検証を仰ぐことで、**認知漏れがないか確認**すること」としています。

(*集会、文書、HP掲載、電子メール等の公表方法があります。)

- 年間いじめの認知件数がゼロ（いじめゼロ）の学校数と割合（文部科学省資料より）

| 県内公立学校 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|--------|------------|------------|------------|------------|
| 小学校 | 27 (13.2%) | 17 (8.4%) | 13 (6.4%) | 12 (5.9%) |
| 中学校 | 11 (12.6%) | 10 (11.6%) | 7 (8.1%) | 3 (3.9%) |
| 高等学校 | 13 (27.7%) | 14 (29.8%) | 15 (31.9%) | 13 (27.7%) |
| 特別支援学校 | 7 (58.3%) | 6 (50.0%) | 5 (45.5%) | 6 (54.5%) |

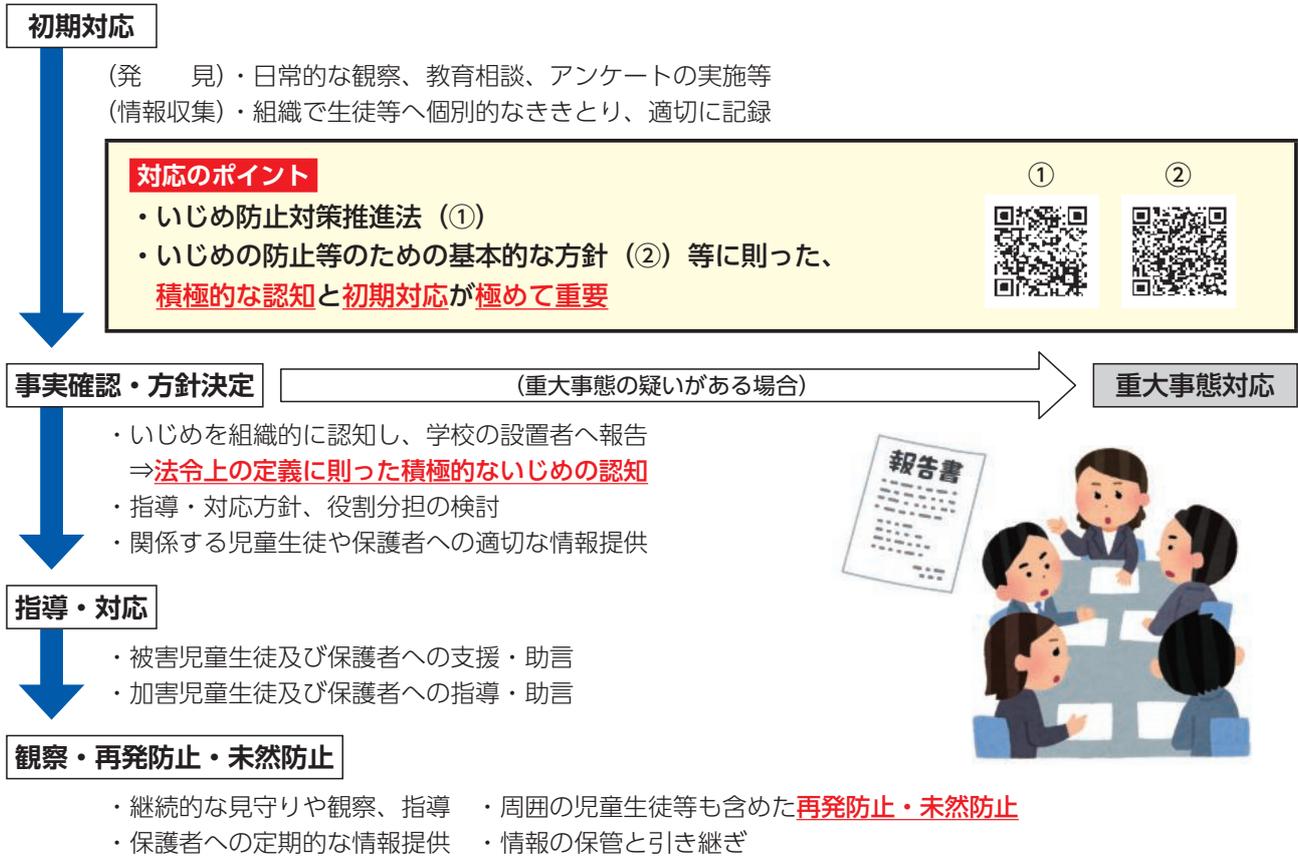


県教育委員会では、近年、県内公立学校で「いじめ認知ゼロ」の学校が減少していることを、各校が**いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知している**と肯定的に捉えております。

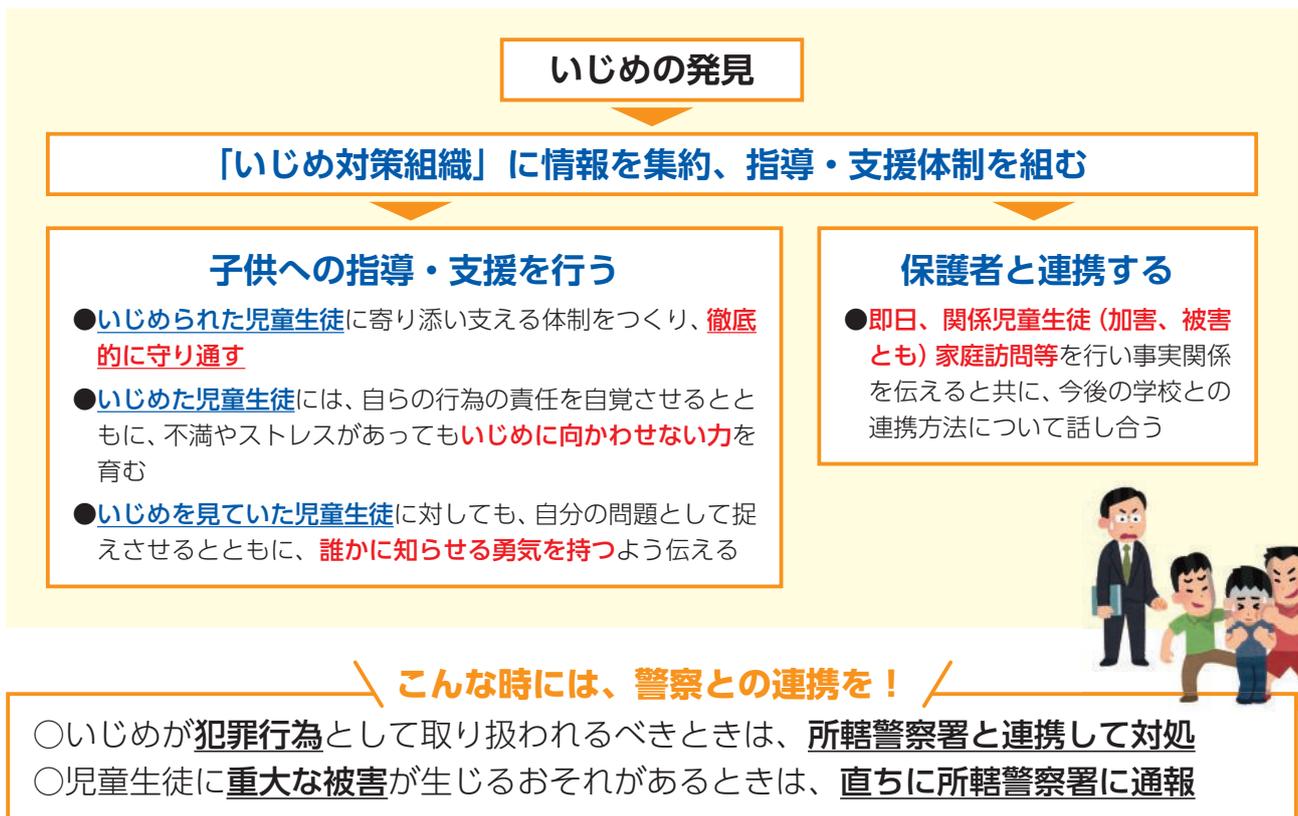
今後もいじめの認知漏れがないように、いじめの正確な認知に向けた取組をお願いします。

2 組織的ないじめ対応の流れ

(1) いじめ対応の流れ（フローチャート）



(2) 組織的ないじめ対応



3 いじめの未然防止

(いじめの未然防止教育)

全ての児童生徒が「**いじめをしない**」態度や力を身につける様な働きかけを、生徒指導はもとより、**各教科での学習、道徳や特別活動、体験学習を通じて**継続的に行うことが大切です。

【生徒指導提要（令和4年12月）P.132】

～学習指導と生徒指導の一体化～

授業の中に、知識や思考力を育て学力を高めるだけでなく、児童生徒が個性を伸ばし社会性を身につけるように働きかける**生徒指導の視点を意識して組み込んでいくことが大切**です。

生徒指導の実践上の視点とは以下の4つです。

○生徒指導の実践上の視点（4つの視点）

①自己存在感の感受

「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切。**自己肯定感や自己有用感を育む**ことも極めて重要。

②共感的な人間関係の育成

自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる**相互扶助的で共感的な人間関係**をいかに早期に創りあげるかが重要。

③自己決定の場の提供

授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、**自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験**が何より重要。

④安全・安心な風土の醸成

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、**児童生徒自らがつくり上げるよう**にすることが大切。

話し合ってみよう!

『4つの視点』を組み込んだ授業とは…

4つの視点を活かした授業での働きかけ例

①自己存在感の感受

(例) ・どんな発言でも取り上げ、軽視しない ・発表のチャンスを与える

【 _____ 】

②共感的な人間関係の育成

(例) ・一人一人を受け入れて褒める ・常に子供の人間性を認めていく

【 _____ 】

③自己決定の場の提供

(例) ・選択する場面をつくる ・一人で考える時間を十分に与える

【 _____ 】

④安全・安心な風土の醸成

(例) ・学習規律、ルールの徹底 ・見通しを持った活動

【 _____ 】

※ 【 _____ 】にご自分の意見を書いて、近くの先生方と交流してみましょう

同じ活動（指導）が違う視点に当てはまることもあると思います。それぞれの先生方の授業作りの視点（工夫）を知るきっかけにしてみてください。

